

第14回鳥取地方裁判所委員会及び第14回
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成22年2月5日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

朝日貴浩（地裁委員），大田原俊輔（地・家裁委員），小倉哲浩（家裁委員），
加賀田理絵（家裁委員），門脇憲彦（家裁委員），北佳子（地・家裁委員），
田中澄夫（地・家裁委員），寺垣琢生（地家裁委員），虎井佐恵子（地裁委員），
奈良武（地裁委員），林浩志（地裁委員），山田正（地裁委員），
山本徹（地裁委員）

（事務担当者等）

地裁：家室事務局長，森田刑事首席書記官

家裁：星野事務局長，山田総務課長，宮部総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ1：裁判員裁判の実施状況について
- (2) テーマ2：裁判所利用者に対するアンケートについて
- (3) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員紹介
- (2) テーマについての意見交換

テーマ1については，刑事首席書記官から説明を行った後，意見交換が行われた。意見交換の要旨は別紙第1のとおり

テーマ2について，総務課課長補佐から説明を行った後，意見交換が行われ

た。意見交換の要旨は別紙第2のとおり

(3) 次回期日等

ア 次回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会は，平成22年9月13日（月）午後1時30分から2時間程度，合同で開催することとされた。

イ 次回のテーマの候補

裁判所利用者に対するアンケートの結果について

(別紙第1)

裁判員裁判の実施状況について

- 裁判員裁判は国民からのいろいろな不安の中で始まったが、参加された裁判員、補充裁判員の方は、本当に積極的に参加されたと思う。
- 評議の内容は当事者しか知ることにはできないが、判決内容を聞けば、評議でよく議論されたことが、よく読み取れる判決内容になっており、特に量刑の理由の点ではそのように思った。実際の審理では、裁判員の方が真剣に取り組んでいたのが伝わってきた。例えば、裁判員の方のうなずき、首を傾げたりする仕草や、目線を見みれば、真剣にやっていたのが分かった。
- 鳥取地裁の第1号事件の弁護人として関与した。判決主文は、検察官の求刑から下がらなかったという重い判決であった。当初、裁判員に事実認定がどこまでできるのかという不安があったが、判決内容を聞かせていただいたところ、事実認定をかなりしっかりと検討されていたことが分かった。裁判員裁判を一般市民ができるのかと不安なことが言われているが、市民にもしっかりできるのだという感想を持った。一方、裁判員に対し、短時間のうちに量刑に関する情報を訴えるのは難しいことも感じた。いろいろと今後の課題はあると思っている。
- 現在、裁判員裁判で起訴されているのは1240件くらいで、実際に裁判員裁判が行われたのは1割くらいではないかと思う。当初、裁判員裁判についていろいろな問題点が指摘されていたが、弁護士会としては、全体として順調に進んでいるという感想を持っている。これから去年の起訴分だけでも1200件もの裁判員裁判が行われることになると、6人の裁判員と補充裁判員で約10人、合計1万2000人くらいの市民が裁判員裁判を経験されることになる。そうなればいろいろな意見が出てくるだろうから、現時点でどうこうと言うことはできないと思っている。午前中に選任手続を行い、午

後に裁判員裁判をするというのは若干窮屈かなと思っており、裁判員経験者のアンケート見ると次の日に裁判をしてほしいとの意見もある。これまでの鳥取地裁の裁判員裁判を見ると、午前に選任手続、午後に審理と考えられているようだが、裁判員の気持として次の日に審理をとという気持があるのではないかと思っており、鳥取地裁の運用として何か考えられていることがあればお聞かせいただきたい。

- 御意見のとおり、午前に選任手続、午後に審理を行う場合と、午後に選任手続をして翌日に審理を行う場合と、両方のやり方がある。管内に離島があると、朝からの選任手続では来られないので、午後に選任手続をすることになる。午後に選任手続をすると選任手続を含めた裁判員の拘束期間が長くなり、二、三日で終わる裁判員裁判では、却って裁判員の負担が多くなってしまふ。試行錯誤での運用となるが、今後、経験を重ねて段々と運用が固まってくるのではないかと思っている。翌日にしてほしいという理由にはいろいろあり、事件のことをいろいろ調べてから審理に臨みたいという意見もあるが、それは刑事訴訟法の原則には反することになる。理由もいろいろあるので、裁判員の御事情を踏まえながら運用を検討していくことになると思う。短い日程では、まったく審理も評議もない日をとることはないが、審理期間が長期にわたるときは1日そういう日をとることも考えられる。選任手続日の開始時間として考慮する事情は、今の審理日数の長短の他に、選任手続に時間がかかる事件もあればそうでない事件もあり、時期によっては、朝、雪が降って来られなくなるという季節の事情もある。ケースバイケースで考えていくことになる。

- 裁判員候補者からは、三、四日都合をつけて来たのに裁判員に選任されなかったとして、不満を言われることはあったのだろうか。

(事務担当者：実施された2つの事件とも遠方からの出頭者がいたが、選任されなかったということでの不満は聞かれていない。)

- 資料にある裁判員経験者等のアンケートは、全員の方が書かれたのだろうか。全部正当とは言えないが、アンケートを見る限りでは真面目に取り組んでおられることが分かる。裁判員裁判になれば二つのことが変わると思っていた。一つは量刑相場が変わるだろうと、もう一つは終身刑が要求されるようになるだろうと思っていた。現時点では、感覚的な意見だが、量刑が意外と厳しいという感想である。かつて、法律を学んだ際には、判決は検察官の求刑の8割だと教わった。量刑が軽くなる方向になるかと思っていたが、量刑が厳しい方向になっている。まだ制度が始まって半年なので、量刑の傾向についてはこれからということだろう。
- 新聞では、国民から見てけしからんという事件は従来より厳しめで、酌量すべき事件の場合は従来より軽めになっているという記事が載っていた。
- 3年後に裁判員制度がどう動いているのかということには興味がある。
- そのころには量刑についての事例が集積されているだろう。
- 鳥取地裁の2件の裁判員裁判では、出頭した人の約半分が辞退しており、意外と辞退を申し出ている方が多いようだが、裁判員候補者の方でお忙しい方が多いということだったのか。
- 高齢の家族がいる方、介護をなさっている方、仕事をしておられる方等がそれぞれおられる。当然、辞退の審査をするが、来ていただくのはお気の毒という方が一定割合おられたという認識である。
- 選任手続期日に呼び出される方には、欠格事由に該当する方もいるのではないか。
- そういう方はあまりない。
- 欠格事由のある方は、第一段階、調査票の段階ではじかれていると思う。
- 資料で紹介されている1番目の事件で、事前に辞退を許可した候補者24人についてはそれ以外ということになるのか。
- 選任手続期日には、この時期には大丈夫だという方が来ており、欠格事由

に該当する方はほとんど考えなくてもいい状況である。

- 70歳以上等は、調査票段階で除かれることになる。
- 定型的辞退事由に該当する方でも、一部、最初に辞退されずに、この段階で辞退を申し出られる方もいる。
- 辞退する方をある程度見込んでお出でいただくことになる。ある程度の経験を積んでいくことで、どれくらい呼び出すのかが出てくるだろうが、今は試行錯誤という段階であろう。国民の負担を考えて呼出数を絞ると後で足りなくなることもあり、多くの方に来てもらうと不選任の方が多くなる。季節による影響もあり、どれだけの方を選定するのは難しい。
- 今の話では、辞退をされた方がどういう理由で辞退が認められたのかがまとめられて、公表されていないように思う。季節とか地域ごとに事情が違いうだろうから、ある程度基準ができた段階で、一般の方にどういうことがあれば辞退できますよと、ある程度示唆することが必要だと思う。そういうことは考えられているのか。
- 裁判官の会議などでは辞退事由について意見交換をしているが、全国の裁判官の間で一定の基準は設けてはいない。各地で事情が違いうだろうから、各地の実情を踏まえて判断していくということである。また、できるだけ一般の方に分かりやすいように、当庁では裁判員候補者に送付する事前質問票には、辞退が認められるいくつかの類型について、記載例をあげてお知らせをしている。関係者のプライバシーの関係から細かな情報は収集していないが、大まかな類型での辞退事由は収集しており、全国の裁判官が集まって話し合う会議で、難しい事例について話し合うことがあれば、その結果をお知らせする機会があるかもしれない。
- 鳥取地裁での1番目の事件は、3日間の審理となっている。3日間で結論を出せるのだろうかと思う。選任手続期日に出向き、裁判員に選ばれ、午後から審理となれば、審理までにどれだけ客観的事実に基づく情報を集められ

るのが勝負になると思う。マスコミからの情報がある中で、どれだけの情報が集められるかで、客観的な姿勢で裁判に臨めるかどうかには自信が持てたり、不安になったりするのだと思う。紹介のあった7日間の審理日程となっている事件では、3日日程のものと比べて余程重要な事件だろうが、審理の前までに客観的事実をきちんと整理できる時間をどれだけ確保できるのかがポイントになると思う。審理日程が3日と決められていた裁判で、自分がその3日間で結論を出せなかったら、もう1回やってくださいとは言えないだろう。3日間の審理で結論を出すというのはプレッシャーになるというのが率直な感想である。

- 今の御意見は、裁判員に決まった際に、審理が始まるまでに事件の情報を収集するという事か。
- いろいろな情報をリセットし、正確な情報に基づき裁判に臨むという趣旨である。
- 刑事裁判の原則からすると、入ってきた情報はすべて捨ててもらふことになる。裁判員は、裁判が始まって、審理の中で見聞きした情報で判断してもらふことが原則となっている。裁判の中で、裁判員が迷いなく正確に判断できる情報を検察官、弁護人が出せるかどうかは重要であり、法廷で分かりやすい裁判となるよう、検察官と弁護人に努力していただいているところである。日程どおりに結論が出せるかどうかは、当然不安になるところだろう。裁判官の裁判では繰り返し評議してきたが、仮に裁判員裁判で予定どおり結論が出せなかった場合、事件によっては別の日に評議を行うということもあると思っている。計画を立てる際には、事件によって証拠や問題となる点を考慮し、この日程なら評議して結論を出せるだろうと考えて計画しているところである。計画どおり、納得できる議論ができるかどうか、裁判体が責任を持って進めて行かなければならない。
- 新聞報道では、判決時間が延びたという事例はあったが、宣告日が変わっ

たのは見ていない。

- 裁判員と補充裁判員とは何が違うのか。
- 補充裁判員は評議にも立ち会っているが、評決権はなく、自由に意見を言えない。裁判員に差支えが生じたときのために、いつでも裁判員に交代できるための、代打のような存在である。法廷にも立ち会うし、必要があれば補充裁判員の意見を聞いて、裁判長が代わりに証人等に質問をすることができる。
- 本日紹介のあった7日日程の裁判員裁判では、5日間の審理には同じ裁判員の方が立ち会うのか。また、2日日程や3日日程の裁判と7日日程の裁判の違いは何なのか。
- 7日間とも同じ裁判員が担当することになる。
- 量刑は求刑の8割という話があったが、職業裁判官のような判断をする必要はなく、素直な感覚で判断をすることでいいと思う。求刑が懲役22年だったのに対して判決が懲役21年だったが、年数だけではないように思う。裁判員がどういう判断をするのか、死刑が求刑されるような裁判で、裁判員がどのような判断するのかを注目したいと思っている。
- 裁判員裁判が行われる以前、平成19年9月に実施された模擬裁判に裁判員役として3日間参加した。3日間はあるという間に過ぎ、模擬とはいえ、かなりの心理的負担があり、非常に疲れたという印象がある。本日紹介のあった裁判には審理日程が3日間、2日間で実施されるもの、7日間の日程で実施予定のものがあるが、この違いは、事案の複雑性等から、裁判に時間がかかる、かからないを判断して日程が決められているのか。
- 裁判員裁判の対象事件は、公判が始まる前に裁判官、検察官及び弁護人が集まって打合せをしている。その段階で検察官、弁護人はこういう立証をしたい、その立証にはこれだけの時間かかる、事件の複雑性から証人は何人で何分かかるということが決まってくる。証人が何人になるのかは事件の複雑

性で変わることになる。

- 7日間の審理を学生に経験させるとしたら、学生なら3日間でくたばって、4日目で出てこなくなるのではないかと思うが、模擬裁判を経験された委員としては7日間の日程をどう思うのか、どれくらいの負担といえるのか。
- 私が経験した模擬裁判と他の裁判の密度を比較できないので分からないが、模擬裁判は相当詰め込んで、密度の濃い模擬裁判だったという記憶である。7日間の裁判の密度は分からないが、休憩の取り方とかで緩和して実施されるのであれば、まだ耐えられるのではないかと思う。
- 日程が長くなればなるほど裁判員に負担がかかるのは言われるとおりであり、こまめに休憩を取ったり、長めの休憩を取ったりということを考えているが、休憩を多く取ると日程が長くなるという面がある。証人尋問は、証言を理解すればいいのか、本当のことを言っているかどうかを判断する証人なのかということ等を考慮しながら、休憩をとっていくことになる。裁判員にリラックスしてもらうための工夫としては、裁判に臨む姿勢の話を含め、お互いいろいろな話をしている。話をしていくなかで裁判員の方は自信を持って臨んでおられると思う。その他は、裁判員の方からのお話に応じて対応していくという感じである。
- 日程のことは関心がある。お勤めの方が多いように思うが、長期になると勤めている裁判員候補者の方は参加しにくく、そうなると裁判員の方に偏りが出てくるのではないかと心配する。性犯罪の裁判員裁判では、感情的に量刑が重くなるということが新聞に出ていたが、量刑が重くなる傾向は当然あると思う。これまで性犯罪の判決の結果を聞いて、たったこれだけなのかと何度も思ったことがあり、そういった思いがあると、量刑が自然と重くなるという感想を持っている。

(別紙第2)

裁判所利用者に対するアンケートについて

- どういうアンケートにするかという前に、鳥取地家裁が現在実施している「利用者の声」の結果について、裁判所側の理解を教えてもらいたい。職員の対応について、本庁、倉吉、米子とある中で、本庁の「非常に悪い」が21名、「悪い」が14名と、倉吉や米子と比較すると非常に悪い結果となっている。この差はどういう理由なのか。割合からすると無視できない数字と思っている。

(事務担当者：裁判所の対応が不適切だったということではなく、納得を得られるように説明が尽くせなかったことから不満を持たれた可能性がある旨を説明)

- アンケート分析結果として用務先が記載してあるが、「悪い」、「非常に悪い」と回答した人の用務先として、本庁は受付が14、法廷・調停室が13、米子は受付が11、法廷・調停室が6の数となっている。この数字からすると調停での調停委員の対応や、法廷での不満も多いのではないかと思われるが、その点はどういう認識なのか。

(事務担当者：アンケートの記載からすると、調停委員に対する不満はなかった。)

- それでは裁判所として分析ができていないと思う。
- 平成14年からの集計結果として、対応が「悪い」との意見については特異な職員がいたわけではないという趣旨の説明だったと思うが、まさに地家裁委員会がやろうとしているのは、その裁判所の認識がどうなのか、裁判所の気が付かなかった点を地家裁委員会としてどうしていくのかである。本庁の「悪い」、「非常に悪い」の合計は30パーセントにもなっている。特定の人が何通も投函しているのなら利用者側の問題だろうが、そうでなければ特

定の職員のこととして検討してもらいたい。東京地裁のアンケートでは、良い、非常に悪いについて、自由記載欄にその事由を記載するようになっている。鳥取についても同様に見ることができるのなら、そのあたりから検討されてはどうか。

- 不満の内容は、すべてではないものの、お配りした資料に記載しているとおりでである。受付等で不満があった例等があるが、裁判所として対応すべきものは対応してきているということになる。
- 全部の受付が悪いのではなく特定の職員が考えられると思うが、そうであればその職員へ指導ができているのか、指導に基づく改善がみられたのか。
- アンケートの記載では「職員」とあるので、調停委員は入っておらず、職員の対応等であれば一般の職員だろう。投函数が最近では3件程度とわずかであることや、受付で対応する職員が限られているので、どの事案か、どの職員が対応したのかが特定できると思う。アンケートに記載するのが自由なので、余程アンケートに書きたかった来庁者が書いたのだろうから、どのケースでも事案を特定して即対応することが可能であろう。一般的な接遇研修で解決するよりも個別に対応することで足りると思う。
- 資料にする関係から七、八年間の数字を集められたと思うが、普通はこの年数の数字を集めることはない。事項として統計的にみるような数字ではなく、それぞれ対応し、悉皆的に見ていく事項だと思う。これまで対応してきた状況が変わったこともあるかもしれないが、同じ人が毎年調停を利用することもないだろうから、平成14年から21年までの数字を見てもあまり意味がないと思う。この投函数であれば、投函された意見に対して、職員がどのような対応をし、裁判所がどのような対応をしたのかに意味がある。

(事務担当者：事前配布資料の対応例を説明)

- 平成20年、21年は、本庁で急激に投函数が減っており、事前配布資料には投函場所が「平成20年1月15日から用紙の備え付け場所変更」との

付記がある。備え付け場所の変更と投函数は関連しているのではないのか。

(事務担当者：投函数に影響していることは想像される旨を説明)

- 変更した理由は何か。

(事務担当者：平成14年から一定の年月が経過し、同じような意見が続いており、意見を書きたい人に書いていただくという趣旨から、設置場所を1か所に集約するというような検討がなされた旨を説明)

- アンケートの前に裁判所の理解を確認しておきたいと言ったのは、何を対象にして、アンケート項目をどのようにするのかを決めるためである。アンケートの対象を職員の窓口対応とするのか、名古屋家裁のように調停委員の対応とするのか、アンケートを裁判所で実施するのか、地方・家庭裁判所委員会として実施するのか、調停に関するアンケートであれば、アンケートの設置場所をどこにするかといったようなことを議論する必要があることから、裁判所の理解を確認させてもらった。

- 東京地裁、金沢家裁が実施期間を区切ったのは、戦略的に期間を限定したのだろうか。

- そのようである。東京地裁の例であれば、地裁委員会が、期間を区切って実施している。

- 現在の実施方法では、関心をもった方しか「利用者の声」を書かないので、裁判所が変わったかが分からないやり方となっている。先ほどまでに出た意見からすると、戦略的に、来庁者全員に協力を求めてアンケートを実施し、その結果を踏まえた対応をして、さらに追跡調査をすることになるのか。

- この度の裁判所の分析で明らかなおおりに、一定期間、どういう目的かを知らせないで裁判所がアンケートを実施しても、まず、この裁判所委員会で話ができるようなデータは集まらないと思う。集約したアンケートの結果は、裁判所委員会で取り上げて、裁判所に対して意見を言うためである旨を明示

して協力を求めるべきだと思ふし、その前提として裁判所委員会でアンケートを実施することが必要である。回答をしてもらいやすいように、家裁受付、受付センター、執行破産の窓口、調停事件当事者控室にアンケートを置いて、それぞれの利用者の声を聞くということが必要である。アンケートの実施期間は区切っても、区切らなくてもよく、後の地家裁委員会のメンバーが期間について検討することで足りると思う。集まったもので区切り、委員会での資料とすることができればよく、明確に期間を区切るべきとまでは思っていない。アンケートの対象イメージとしては、窓口、調停、訴訟及び破産等を対象とし、いくつか考えられるものを盛り込んで実施した方が相当ではないか。

- 実施目的としては、意見について一つひとつ対応していくということなのか、統計的にとるとということなのか。以前、何か所かにアンケート用紙を置いていた時でも20件程度しかなく、置いていても数は集まらないので、統計的に集約するなら用紙をお渡しすることが必要になるし、一つひとつ対応していくとするなら、数は少ないが今やっている鳥取の実施方式で対応できると考えるがどうか。
- 良いとか悪いとかの話ではなく、具体的な不満で、個別の声を集めたいと思う。評価がどうかということでは意味がないと思っている。20件の中でも同じ声が二、三あったら、議論すべき重大なテーマになる。アンケートをただ窓口においておくよりも、裁判所の改善に関する具体的な声を聞かせてもらいたいと明示することで、今の数よりは増えるし、具体的な資料が集まると思う。
- 今の意見と同じことを考えているが、事前配布資料を配られた際に、「裁判所は何のためにこのアンケートをするのか。」と質問したことがある。各裁判所のアンケートではそれぞれ目的が違うから、対象者が違って来るし、内容も違って来る。鳥取の裁判所として何が改善したいのか、何に役立てた

いのか、まずそこではないのかという話をした。アンケートを活用する気持があるのか、どう活用するのかである。何年前に改悪か改善か分からないが、設置場所が減っている。アンケートがそこにあるのを来庁者は知らないと思う。私は裁判所を利用したことがあるが、アンケートがそこにあることを知らなかった。ほとんどの方はアンケートがあることを知らないので、対応がすごく良くても、悪くても書いてないのだと思う。アンケートを活用する気があったのか、アンケートをすることに意義があったのではないかと思える。裁判所委員会で役に立つアンケートを本当にするのであれば、受付対応や裁判所へのアクセスについて、一定期間、裁判所に来られたすべての方にアンケートをお配りして協力を依頼する必要がある。信頼性のあるアンケートのやり方をして、役に立てることが大事である。内容についても、何を改善して、どういうことに役立てたいのかによって、設置場所や方法も変わってくる。先ずは、何に役立てたいのかを決めないと見当違いのアンケートになる。

- アンケートには匿名性の確保が必要である。アンケートの投函箱が正面玄関に設置されているのでは、正面玄関にいる守衛にアンケートを投函する人が判ってしまう。それでは最悪である。裁判所を利用するために来たが、アンケートに答えたために手続上自分が不利になるのではと危惧する状況があってはならない。正面玄関に1か所だけ設置してあるため、アンケートを非常に集めにくい状況である。他の場所に設置するとしても匿名性の確保は是非とも必要である。
- これまでの議論では、統計的なアンケートを実施しても意味がなく、具体的な意見を集めることが必要だということになる。実施主体については、東京地裁では地裁委員会でアンケートを実施し、名古屋家裁では裁判所が実施し、実施趣旨として裁判所委員会でこのアンケート結果を検討する旨を明記している。裁判所委員会で実施することが良いとの意見が出ているが、実施

主体について、裁判所委員会で実施するのか、裁判所で実施し、委員会で検討することを明示することが考えられるが、この点についてはどうか。

- 裁判所委員会と言っても、一般の人には裁判所とどう違うのかが分からないかもしれない。東京地裁のアンケートの上2行に趣旨が説明してあるが、この記載で通じると思う。裁判所委員会で実施する趣旨の説明文が、この2行程度で通じるかどうかだろう。裁判所委員会で実施しても集計や委員会への結果の報告は裁判所で行ってほしい。
- 2行程度の説明で分かると思う。この裁判所委員会でするにしても、ただだと1年間実施するのではなく、東京地裁などと同じく、目的を持って、1か月とか期間を区切って実施し、出された意見を解決し、反映していくことが良い。そうすることで新しい委員が加わっても継続して実施できるのではないか。
- 期間を区切って実施し、次回の委員会までに出された意見を集約し、対応すべき意見について次回委員会で検討するということがよいか。
- 他の委員の発言にもあったが、本庁の平成20年4件、21年が3件の投函数であれば、「良い」、「悪い」の評価がいずれであったのか。7年分をまとめてしまうと、だんだんと良くなったのかどうなのかが分からないと思って聞いていた。
- キャンペーン的に期間を区切ってアンケートを実施することについて、利用者の要望や意見は、時期によって違ってくると思っている。書記官の対応では、3月、4月の異動期の対応と、夏季や秋季の対応とでは違うのではないかとと思われる。委員会に反映できる意見をとるためには、ある程度長い期間が必要だと思っている。その間、窓口に負担をかけるのはどうかということもあるので、期間については委員全員の意見で決めることで構わない。
- 実施する目的だと思う。利用者の声を統計的に集めるのなら、ある程度積極的に働きかけ、利用者からアンケートを集めないといけない。そうではな

く、出てきた意見に対して個別に対応していくことを考えるのなら、積極的に渡さなくてもアンケートは実施できる。備置きが1か所ではどうかと思うので、何か所かに備え置いて、御意見のある方に書いてもらおう。裁判所委員会の開催が半年に1度という程度であれば、通年で実施しているアンケートを区切って検討していくこともできるだろう。

- まとめると、具体的な意見を集め、改善につなげていくというのが大方の意見である。
- 次の地家裁委員会に間に合うような形で、期間を区切り、裁判所の運営に反映させるために裁判所委員会で検討する旨を明示してアンケートを実施してみることがよいと思う。利用者に分かりやすい場所に置いて、協力してもらおう。他庁のアンケートは、東京地裁はアクセスや案内を中心に、集中的に実施しており、名古屋家裁は調停手続から職員の対応まで踏み込んでアンケートを実施し、金沢家裁はアクセスという面で東京地裁に近い。鳥取地家裁はアクセスというよりも、職員の対応という点に注目を置いている。そこで、まずはアンケートには両者を取り込んで、裁判所へのアクセスと用務先の職員の対応及び裁判所内でどこか改善すべきところはないかという点をアンケート項目とすることでどうか。問題のあるか所が分かれば、次のアンケートは、更にそこに踏み込んだアンケートとすることができる。名古屋家裁は少し踏み込みすぎの感じがあるので、裁判所へのアクセスと鳥取型をあわせたものが相当と思う。
- いきなり裁判所がアンケート作って実施するという事なので、当方で実施していたアンケートの経験を参考に言わせていただく。東京地裁の記載は確かによく分かるが、反面、文字が多く、回答項目が多いのは回答者にすごく負担となり、広く意見がもらえなくなる。意見を活かそうと思うと、裁判所にすごく怒っている人、思い入れのある人という特定の人だけでなく、なるべく多くの人に回答してもらいたい。具体的には、1回に聞くアンケート

は、1 ページでなるべく大きな字が良い。名古屋家裁のように目につきやすいように、表面に大きな字で協力をお願いする旨を記載し、裏面のアンケートに答えていただきやすい工夫をすることが必要だろう。

- 先ほど意見を言ったとおり、アンケートのやり方は、個別に対応するのか、統計的に集めるのかによる。統計的に集めようとして網羅すると長いアンケートになり、途中で答えが終わっていたりする。個別で意見を得ようと思うと、属性は書いてもらい、極端な話、御要望、御不満、御意見を書いてもらうだけで良い。アクセスに不満があるならアクセスのことを書かれるだろうし、統計処理をしないのであればその人の思っていることを書いてもらうことが意見を汲み取りやすいと思う。質問数を絞って具体的に書いてもらうようにすれば、個別的な声は集約しやすいと思う。
- 東京地裁が、性別、年齢の他、回答者のことを聞きすぎているように思う。そう見ると鳥取地家裁のアンケートは良くできているように思うので、鳥取のものを土台にして、不要な部分を削るので良いのではないか。他庁のアンケートでは来庁の交通手段を聞く項目があるが、駐車場問題がなければ特に不要である。アンケートの実施は、アンケートの結果を地家裁委員会の検討の用に供するために実施するのであり、裁判所が気が付かない点を指摘することにあるだろう。実際に裁判所に来られた方の意見をお聞きするという目的なので、「職員の対応はどうでしたか。」、「職員の説明する内容は理解できましたか。」、「利用しにくいとお感じになられたところがありましたか。」という、鳥取地家裁のアンケート項目が目的にあっていると思う。鳥取地家裁のアンケートを土台にして回答項目を検討してもらい、実施してもらいたい。実施期間は、しかるべき期間で実施することで良い。次のアンケートをどうするかは、次回の裁判所委員会で検討することになる。アンケートの実施主体は、2 行程度の説明で理解していただけるのなら、裁判所委員会としてアンケートを実施するのが良い。

- 実施主体は裁判所委員会で行うこととする。鳥取地家裁の現在のアンケートを土台にして、裁判所の方で、アクセスや自由記載欄を工夫して、もっと書いてもらいやすく工夫し、実施、集約する。異動期の4月を避けて、5月くらいから2か月程度実施し、8月には集約して事前に資料として配付することとしたい。
- 5月から2か月程度で実施することで良いと思う。鳥取のアンケートを土台とすると、本当に窓口対応だけの問題なのか、調停とか、裁判官に対する不満なのかが分からないのではないかと。裁判所へのアクセスはそれほど聞く必要はないように思う。むしろ、ソフト面でのアンケート項目の補充をする方向を希望する。アクセスとか設備とかであれば、必ずお金の関係があり、費用的に無理だということになってしまう可能性がある。より意見を反映しやすいのがソフト面であり、その方向でのアンケート項目が現実的であると思っている。何のために実施し、何を項目とするのかはこの裁判所委員会での総意で決まるが、個人的意見としてはソフト面を希望する。
- 裁判所には1日、1か月でどれくらいの来庁者があるのか。それからすると1か月でどれくらいのアンケートが集まることになるのか。
(事務担当者：来庁者数を調査していないので分からない。アンケートを置くだけにするのか、来庁者に配るかで回収数は変わってくる。)
- 来庁者にはできるだけ書いてもらうようにしたいと思う。
- 渡すとなると、受付に来られた人に職員から渡す。口頭弁論などで法廷に出てきた人に渡すのは難しいが、受付等で渡すチャンスがあればとにかく渡すことが望ましい。回収場所をどこにするかを検討する必要がある。現在の「利用者の声」は、民事、刑事の法廷に出頭されてきた方は回収の対象になっていないということであるが、裁判に出頭された方は短時間で帰られる方もあり回収は難しいだろうが、備え付けるとすると一般待合室ということになるのか。アンケートの実施時期としては、5月から7月までくらいを実施

期間とし、8月に集計してもらいたい。

- 資料を配布していただく時期は、数が問題だろう。何百もくれば大変であるが、50程度であれば、1か月前に配布されなくても十分目が通せるだろう。
- 接遇についての職員研修を行っているとの説明があったが、毎年行っている接遇研修の内容について、担当者から説明してもらいたい。また、窓口対応でマニュアルを使って対応しているようなことがあれば、それも教えてもらいたい。アンケートの結果の検討とともに何か分かるかもしれない。
- 以前から思っていたので伝えておきたいのだが、正面玄関ホールにある守衛のカウンターは、いかにも臨時に備え付けたもののように見える。他の裁判所ではしかるべき場所に守衛がいて窓があるという形だが、他庁と比較すると貧弱に見えるので、何とかならないのかと思っていた。
- アンケートについては、途中で委員の方の御意見を伺うこともあるかもしれないが、その際には御協力をお願いする。